

# 独立行政法人統計センターの障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針（案 1）

独立行政法人統計センター

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 5 年度における独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

## 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回ることを目標とする。

## 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

### （1）調達方針の適用範囲

調達方針は、統計センター内全ての部署を対象とする。

なお、調達を担当する総務部財務課調達係（以下「調達係」という。）は、「別紙 1」物品・役務及び障害者就労施設等の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

### （2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、統計センター契約事務取扱要領を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施

設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### （３）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、統計センター内に推進本部を設置する。

推進体制は「別紙 2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1 の目標達成に向けて、調達係が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、調達係に対し改善策を指示する。

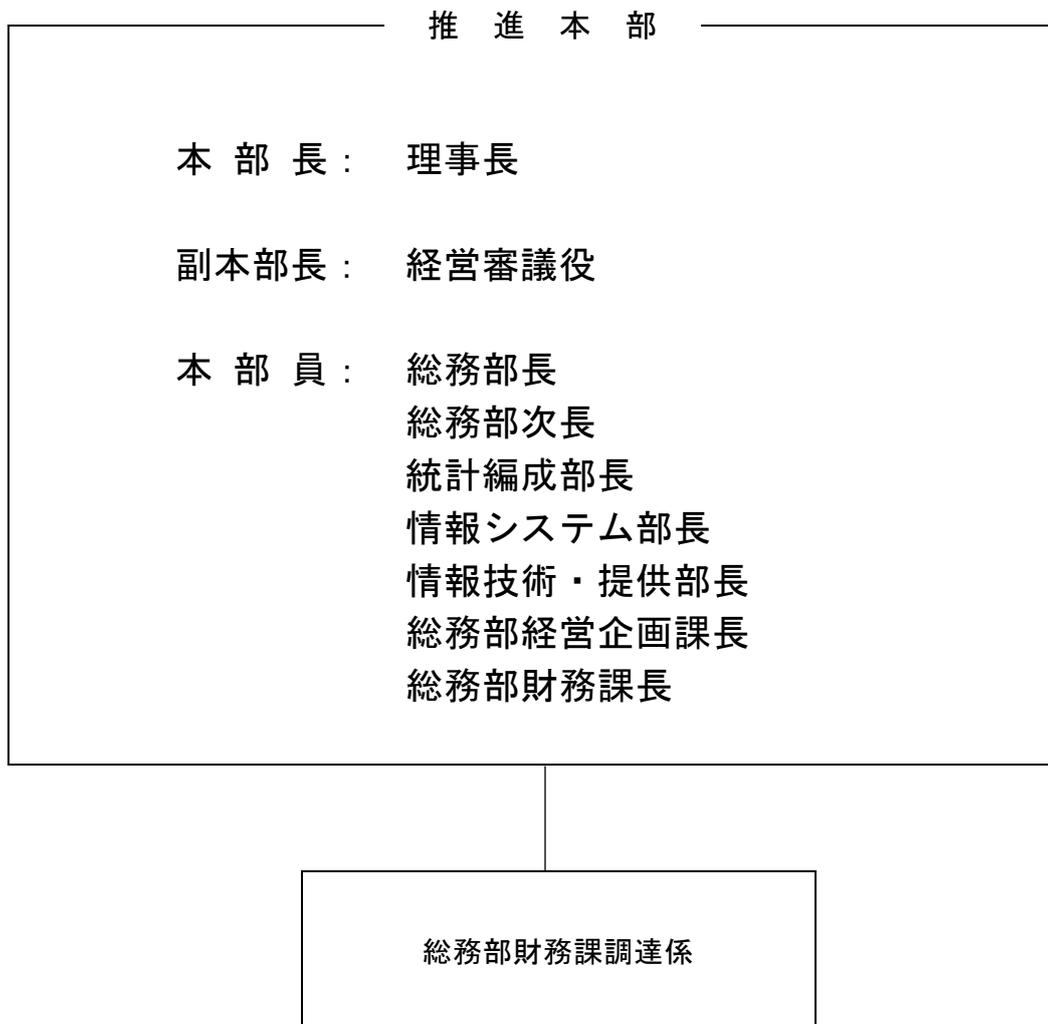
### （４）その他

調達の実績については、法第 7 条第 1 項に基づき、事業年度終了後に公表する。





障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制



※ その他、推進本部が必要と認めたときは、上記以外の関係者を参画させることができる。